

### 「(仮称)自治基本条例」の 取り組みと考え方等について ご意見をお寄せください

問い合わせ  
経営政策部  
企画政策課

地方分権が進展する中で、東村山にかかわるひとりひとりが責任を持ち、尊重され協力し合いながらまちづくりを進め、次世代に引き継いでいくため「(仮称)自治基本条例」を策定します。本条例の考え方や名称についてご意見をお寄せください。

本条例の考え方等は次の方法、場所でご覧になれます

期間 10月15日(火)～11月4日(休)

インターネット  
市のホームページの「広報ナビ」

設置場所  
情報コーナー(本庁舎1階)  
各公民館・図書館  
青葉地域センター  
各ふれあいセンター

※閉庁日・休館日を除く  
応募方法 任意の用紙又は各設置場所に備え付けの用紙に「(仮称)自治基本条例の考え方と名称」について住所・氏名(ふりがな)・ご意見を明記し、11月4日(必着)までに直接各設置場所又は郵送、ファクスで〒189-8501企画政策課(FAX393・6846)へ

★市のホームページの「パブリックコメント」からも応募できます。

### 東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例案(案)についてご意見をお寄せください

市では、風致地区内における建築等の規制について定める条例の制定を進めています。条例の制定に活用するため、皆さんからのご意見を募集します。

同条例案の考え方は、次の方法・場所でご覧になれます

日程 10月18日(金)～11月7日(木)

インターネット  
市のホームページの「広報ナビ」

設置場所  
情報コーナー(本庁舎1階)  
各公民館・図書館  
各ふれあいセンター  
青葉地域センター  
市民スポーツセンター  
ふるさと歴史館  
八国山たいけんの里

※閉庁日・休館日を除く  
応募方法 任意の用紙又は各設置場所に備え付けの用紙に「同条例案(案)」について住所・氏名(ふりがな)・ご意見を明記し、11月7日(必着)までに直接又は郵送、ファクスで〒189-8501都市計画課(FAX397・9438)へ

★市のホームページの「パブリックコメント」からも応募できます。

問い合わせ 都市環境部都市計画課

### 「(仮称)自治基本条例」とは これまでの取り組み

自治基本条例市民参画推進審議会を設置して、当市では初の「市民討議会」や「自治基本条例策定市民会議」、「わいわいトークン」のほか各種イベントを通じて、幅広い市民のかたから多くのご意見をいただき進めてきました。

今後の取り組み  
25年度には、審議会で条例(案)について審議し、市議会へ提案します。

条例の考え方(下図参照)  
市民会議で強く打ち出された「市民が自治の中心」であることを基本的な考え方として位置づけ、実効あるものにする仕組みやルールを取りまとめいきます。

市民が公共的サービスを受ける権利、情報を共有する権利、自主的・主体的にまちづくりに参加する権利とともに、発言や行動に責任を持つこと等を明記します。行政の責務としては、市政への市民参加の機会を計画・執行・評価の各段階で設けること、そのためには、市民との情報共有に努めることなどを明確にしていきます。

また、市民参加のひとつの方法として、「常設型」の住民投票制度を盛り込みます。これにより、一層「市民が自治の中心」を推進する仕組みを確立していきます。

そのほか、国や他の地方公共団体との役割分担を明確にすることや、相互連携を図ること、市民による条例施行状況の見守りや市による検証等を盛り込みます。

現在、項目や文言等の整理を進めていますので、ご意見をお寄せください。

### 東村山市議会 基本条例制定に向けて

市議会は、平成26年4月に議会基本条例の施行を目指しています。本条例は、議会の基本理念や議会に関する基本的事項を定めるものです。このたび、条例(案)を市民の皆さんにご報告するとともに、ご意見を募集します。

議会報告会  
議会報告会では、市議会議員が条例(案)について分かりやすく解説します。どなたでも気軽に参加ください。

日時・場所  
①10月24日(木) 午後7時～9時IIサンパルネ(ワンスタワー2階)  
②10月25日(金) 午後7時～9時II市民センター  
③10月26日(土) 午前9時30分～11時30分II市民センター

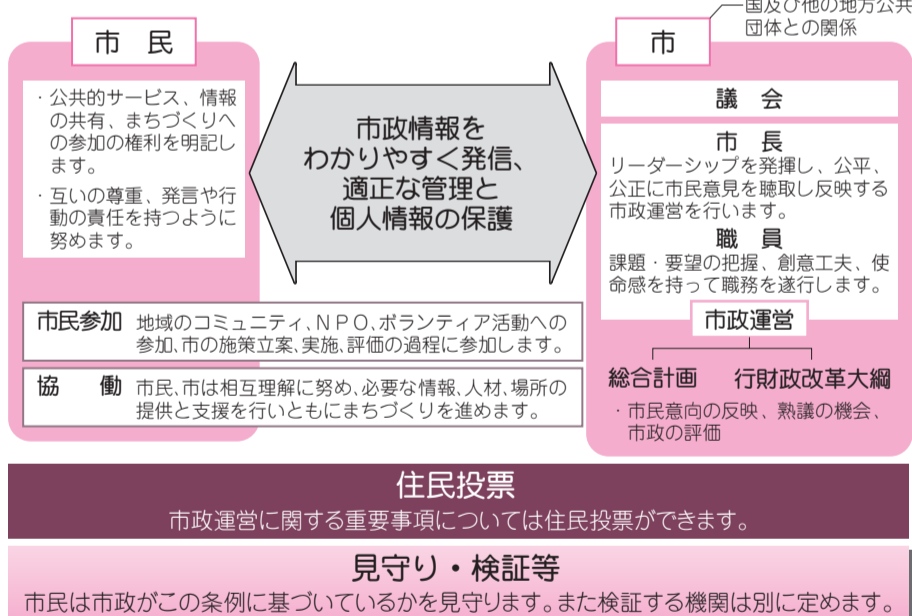
お問い合わせ 都市環境部都市計画課

条例の考え方と構成

前文 東村山の歴史、地域性、条例をつくる背景や理由

総則

- 目的…東村山市の自治の基本理念と原則を定めます。
- 基本理念…自治の中心である市民、議会、市長の役割と責務を果たし公共の福祉の実現と自立した地域社会の創造を目指します。
- 基本原則…情報共有、市民参加、協働によって自治を進めます。



市民スポーツセンター

このころの森

サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワンスタワー2階)

美住リサイクルショップ

サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワンスタワー2階)

都市計画課(本庁舎4階)

閉庁日・休館日を除く

応募方法 任意の用紙又は各設置場所に備え付けの用紙に「東村山市議会基本条例(案)」について住所・氏名(ふりがな)・住所・ご意見を明記し、11月5日(必着)までに直接各設置場所又は郵送、ファクスで〒189-8501議会事務局(FAX397・9436)へ

市のホームページの「パブリックコメント」からも応募できます。

問い合わせ 議会事務局

病児・病後児  
保育施設新規  
オープン

新しく開設する病児・病後児保育施設の事前登録を受け付けます。

開設日 11月1日(金)

場所 「森の病児保育室たまほく」(青葉町1-7-11多摩北部医療センター内)

★事前登録が必要です。

事前登録(無料)

日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時

※閉庁日を除く

場所 子ども育成課(いきいきプラザ1階)

※詳細は保育園や児童館等で配布するチラシや市のホームページをご覧ください

問い合わせ 子ども家庭子ども育成課

利用について

開設時間 月々金曜日、午前8時～午後6時

※祝日・同医療センターの休館日を除く

定員 4名

対象 市内在住の生後6か月～小学3年生で、病気がやけが又はその回復期にあるお子さん

※麻しん(はしか)等の場合は利用できません。

料金 1日2千500円(4時間まで1千500円)

予約 前日午後6時までに電話で「森の病児保育室たまほく」(☎070・6577・6141)へ

※定員に満たない場合は、当日も受け付けます。

問い合わせ 子ども家庭子ども育成課

児童クラブを  
ご利用のかたへ

納入をお忘れなく

児童クラブ費の平成25年度後期(25年10月～26年3月分)納付書を発送しました。

期限内(毎月末日)の納入をお願いします。

※児童クラブ費は地域サービス窓口でも納入できます。

免除申請はお済みですか

児童クラブに入室中の児童の保護者で、次のいずれかに該当するかたは、平成25年度(25年4月～26年3月)の児童クラブ費を免除してください。

技能功労者・  
永年勤続者を推薦してください

産業振興に貢献した技能功労者及び永年勤続者の表彰を行います。事業団体・商店会・自治会、これらに準ずる団体のかたからの推薦をお願いします。

技能功労者  
推薦基準

- ①同一技能職の従事年数が30年以上、年齢60歳以上のかた
- ②現に技能職に従事、又は指導的立場にあり、同業者及

問い合わせ 市民部産業振興課

児童クラブ費の免除申請をしてください。

○生活保護法に規定する被保護世帯

○25年度市民税非課税世帯

○25年度就学援助費受給世帯

※25年度の免除申請期限は26年3月末日です。申請をしないと免除の適用が受けられません。

※詳細は問い合わせ先へ  
問い合わせ 子ども家庭児童課

今月の納税

市・都民税第3期、国民健康保険第4期の納期限は10月31日です

市税納付の日曜窓口

10月27日(日)

市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)納付の日曜窓口を開設します。

当日は納税相談も行っていきますのでご利用ください。

日時 10月27日(日) 午前9時～午後3時

場所 本庁舎2階納税課

※地下1階の夜間受付よりお入りください。

※納税証明書、課税証明書・非課税証明書の発行はできません。

※本人以外のかたが、納税相談をする場合は、本人の委任状が必要です。

「ひがしむらやま」がゆるキャラを企画する。ぜひ投票を。問い合わせ 企画政策課